

関西労働者安全センター

2017. 6.10発行〈通巻第478号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



福島原発被ばく労災損害賠償裁判への支援の輪を	2
派遣労働者へのパワーハラスメントを否定 精神障害の労災認定の高い壁	4
連続講座「そんなん無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害 第8回	8
安全のきいわあど その14 WBGT値	10
連載 それぞれのアスベスト禍 その71 古川和子	11
韓国からのニュース	14
前線から	16
アスベスト被害ホットライン 各地で実施/各地	
2017年夏期カンパのお願い	19

5月の新聞記事から/18

表紙/富山でアスベスト被害相談会・ホットラインを開いた片山千代栄さん、青山和弘さん、成田博厚さん、東初美さん、野村美雪さん(写真左から:本文17ページ)

福島原発被ばく労災損害賠償裁判へ支援の輪を

福島第一原発での収束作業で被ばくした後、白血病を発病、業務上疾病として労働基準監督署から労災保険の給付を受けて療養中の労働者あらかぶさんが、昨年11月、東京電力を相手取って損害賠償請求訴訟を東京地裁に起こした。(労働者の名前は公表しておらず、通称名として「あらかぶさん」という呼称を訴訟支援の取り組みでは使用されているので本誌でも使用することにする。)

あらかぶさんの被ばく作業歴は、2011年11月から13年12月の間に1年半、複数の原発で放射線業務に従事、うち12年10月から13年12月は福島第一原発の原子炉建屋カバーの設置工事などに従事したというもの。被ばく線量は全体で19.8mSv、福島第一原発では15.7mSvだった。

13年の12月頃から熱が続き、咳が出る風邪のような症状が続き、翌14年の年明けに福島第一原発での作業に復帰するため健診を受けたところ白血病といわれたという。

その後、入院治療の結果、幸いにして同年8月に退院、現在も療養を続けている。

厚生労働省は、2003年の多発性骨髄腫の業務起因性判断以来、放射線被ばくによ

る疾病の労災請求事案については、専門家による「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」での検討にゆだねる方法をとっている。あらかぶさんの労災請求についてもこの検討会で検討され、15年10月に業務上疾病と認定、労災補償の支給処分を受けたのだった。

原発での被ばくによる発がんの労災認定は、あらかぶさんで14人目ということになったのだが、福島第一原発での被ばくが直接の原因として認めた事例は初めてのことであり、この認定について厚生労働省は特別に報道対象にブリーフィングの機会を設けている。

その内容は、「被ばくと病気との因果関係は明らかではないが、労働者への補償の観点から認定した」という、わけのわからない解説を付け加えるものであった。

国が認めているのに 賠償責任はないというのか

あらかぶさんはこの労災認定だけでよしとするのではなく、損害賠償請求訴訟を提起することにした。

この2月2日に、東京地裁で第1回口頭弁論が開かれ、あらかぶさん自身が法廷に

立ち、意見陳述を行った。その一部を以下に紹介する。

「私が、この裁判を起こした理由は、東電らに自分の責任としっかり向き合ってほしいからです。私は、できれば裁判などしたくありません。人前に出ることも苦手だし、嫌いです。しかし、私は、福島原発事故収束作業に従事した多くの労働者の一人として、他の作業員たちのためにも、今声を上げる責任があると思い、この裁判に踏み切りました。国が労災と認めているのに、東電は賠償しないというような言い分が許されるのでしょうか。

私たち、原発作業員は、何とか事故を収束させたいという、その一心で作業にあたりました。しかし、東電らはその作業員の思いにこたえるような労働環境を用意するどころか、私たち労働者を使い捨てにするような扱いをしてきました。

私はこの裁判で、東電らのそのような姿勢、体質を明らかにし、その責任を認めさせることで、今後そのようなことが繰り返されないことを求めます。」

苦しい闘病生活、病気の恐怖について陳述した後に、損害賠償請求訴訟のしっかりした位置づけを述べることにより、あらかぶさんは裁判官に対し、何を求めるのかをはっきりと直接述べたのだった。

原子力損害賠償責任は 無過失と責任の集中

裁判の根拠となる法律は、一般の民事事件と異なり、「原子力損害の賠償に関する法律」にもとづくものとなる。原子力施設での放射線障害は、原子力損害そのものだからである。

原子力損害賠償法の特徴は、無過失責任と原子力事業者への責任の集中である。つまり、一般の民事事件のように過失割合が争点となったり、賠償責任を複数の事業者が負うなどということはないこととなる。

原子力の被害が途方もなく甚大であり予想もつかないということから原子力開発の歴史とともにこの原則は貫かれてきたわけだ。

したがって、あらかぶさんが提起した裁判の争点は、ただ一つ、福島第一原発での放射線被ばくが発病の原因となったのかどうか、その因果関係の存否ということになる。因果関係があるのなら責任を果たすのは、原子力事業者である東京電力以外にはありえないのである。

あらかぶさんは北九州市の出身で、鍛冶職人として働いていたが、福島第一原発事故の直後の4月、知り合いから事故の収束作業を手伝わないかと声をかけられた。東北の人たち、福島の人たちの力に少しでもなりたいと、当時36歳だったあらかぶさんは、3人の幼い子供や妻を故郷に残し、福島に向かったという。

被ばく労働がもたらした結果に対し、原子力事業者はしっかり責任を果たすべきだろう。あらかぶさんの裁判が投げかける問
(9ページへつづく)

派遣労働者への パワーハラスメントを否定 精神障害の労災認定の高い壁

派遣労働者への無視というパワハラ

以前に大阪労働局管内における精神障害の労災認定率は、他局に比べて非常に低いと本誌にて解説した。特に職場での、いじめ・パワーハラスメントについては、事実関係の証明が難しいため出来事が認められなかったり、証明できた場合も心理的負荷の評価が低くなることが多く、労災認定に至らない事案が続いている。今回紹介する事案もパワーハラスメントの証明が難しく、残念ながら認定されなかった。しかし、今後もこのようなケースはあると考えられるので、問題点を整理しておく。

被災者のAさんは、40代の女性で、派遣労働者として様々な企業で働いてきた。建設関連企業に一般事務業務で派遣され、そこでパワーハラスメントに遭い、「適応障害」を発症して休業を余儀なくされた。Aさんがこれまで派遣で働いてきて、「このような扱いを受けたのは初めてだ」と言ったパワーハラスメントの内容は以下のようなものだった。

Aさんの業務は営業などに従事する男性

社員の補助事務が多くを占め、様々な事務作業を頼まれて行っていたが、派遣されて1か月ほど経った頃から、Aさんに業務を頼むことの多い課長の1人が、Aさんがあいさつしても無視をする、電話の取り次ぎをしても返答しない、指示内容を確認するため質問すると「なにがわからない！」と怒鳴るなどの行為を繰り返すようになった。その課長は、ミスをしたたり、仕事ができないと思われる部下に対して、怒鳴ったり、ひどい言葉で罵ることがあり、恐れられている人物だった。しかし、Aさんは特にミスをしたということもなかったにもかかわらず、無視されたり、怒鳴られた。さらにその課長は、Aさんと同じ事務に従事する正社員の女性に対しては、頼んだ仕事を行ったことに対して礼を言ったり労いの言葉をかけるのに、一緒に仕事したAさんには言わなかった。明らかに差別的な扱いを受け、Aさんの苦痛は増した。他にも仕事を仕上げ持っていったときに、その課長は何も言わずにあごで机を示す仕草をするだけであったり、仕事の確認で声をかけたときに「もうすんだ！」と言って片手で「しっしっ」と追い払うような仕草をする

こともあった。

上司に相談しその課長に注意してもらったが、直後は口調に気をつけたものの、課長の態度はすぐに元に戻った。

一緒に働く正社員の女性からおかしな態度を取られた。対外的な会合開催の手伝いをしたときに、労いを兼ねてその後の懇親会にも出席するように言われていたところ、それを聞いた正社員の女性が「派遣は時給が発生するので正社員が行くべきだ」と上司に訴えた。上司はその訴えを取り合わなかったが、Aさんの目の前でことだったので、Aさんは差別されたと感じた。

そのようなことが積み重なっていき、1年ほどたったある日、ある会合の案内について届いていないとの問い合わせ電話を課長が受けて、突然激高し「どうなってんの！届いてないって言ってるやろ！」とAさんに怒鳴った。原因を調査する前にAさんに怒鳴り散らし、その後、会合の担当者にもものすごい剣幕で怒鳴った。結局、調べると先方が住所変更を知らせていなかったために届いていなかったことが判明し、発送作業を行ったAさんにミスはなかったことがわかったが、課長から怒鳴ったことに対する謝罪はなかった。

パワハラのために少しずつ体調が悪く



なってきたAさんは、その叱責がきっかけとなり、出社できないほど体調が悪くなり、「適応障害」との診断を受けた。

パワハラ証明の壁

この事案では2つの点が問題になった。

1つは、課長による日常的なパワーハラスメントの証明、もう1つは日常的な無視などのパワーハラスメントの心理的負荷の評価だった。

課長は気分で人を怒鳴りつけたりするので他の社員からも問題に思われており、一方、Aさんは明るく社交的な性格であり、Aさんに同情して複数の同僚が証言書を書いて労働基準監督署へ提出した。相談を受けていた上司も相談を受けたことを書き、「派遣は時給がかかる」という発言や案内が届いていなかった件で怒鳴ったことも、証言が取れて証明できた。ただし、毎日のあいさつ無視や電話取り次ぎ無視などのパワハラ証明は、それでも困難だった。というのは、仕事上、ほとんどの社員が事務所に寄らずに現場に出払っている事が多い状況で、課長とAさんのやりとりを実際に見た人が少なく、また見たことがあったとしても、ほとんど記憶に残っていなかった。

労働基準監督署の聞き取り調査では、証言書を出した人も役人にいかにひどい人かと言う話をするのはためらわれたのか、「課長は仕事に集中していてあいさつをしても気づかずに返答しないことはよくあるから」とトーンダウンしてしまった。

結局、あいさつや電話の取り次ぎに答え

ないこともあったかもしれないが、意図的な無視や高圧的な態度は確認できなかったとして出来事として評価しなかった。

Aさん請求人側としては、1年にわたる日常的なパワーハラスメントが続いていた中で、身に覚えのない叱責を受けて「適応障害」を発症したものであり、これら一連の流れを「ひどいいじめ・嫌がらせを受けた」という出来事として捉えるべきと主張した。

前提としての事実関係が認められなかったが、無視などの日常的なパワーハラスメントも毎日、頻度が高ければ、相当な心理的負荷であるということ、評価するべきであると考え。「人格や人間性の否定」などの表現があるかどうかという点ばかり重視し、あいさつの無視などは頻度が高くても重視しないのは問題である。

毎日、常に顔を合わせて仕事する上司に、そのような態度を取られ、どれだけの人がストレスを感じずに働き続けられるだろうか。

不支給決定を受けて審査請求した段階で、この心理的負荷について、カウンセラーによる意見書を提出した。

女性のセクシュアルハラスメントについて行政などへのアドバイザーを勤め、女性から数々の相談を受けてこられたフェミニストカウンセラーの周藤由美子さんに意見書をお願いした。

意見書にはパワーハラスメントを受けた被害者の対処行動についてこう書かれている。「職場でいじめ、パワーハラスメント行為を受けた場合に、被害者の対処行動は

いくつか考えられる。たとえば①相手に直接抗議する、②相談できる相手・窓口等に相談して注意してもらい、③いじめやパワーハラスメント行為を受けないように自分の行動を変える努力をする、④あきらめて我慢する、などが考えられる。いずれかの対処行動によっていじめ、パワーハラスメントがなくなる、軽減する可能性があれば、被害者は希望を持ってその状況を受け入れることができるかもしれない。しかし、いずれの方法を選んだとしても、いじめ、パワーハラスメント行為がおさまったり、軽減する可能性がないとわかった場合、被害者がその状況を耐え忍ぶことには限界があり、心身の不調をきたし休職や退職に追い込まれてしまう場合がほとんどである。」そして、Aさんの事案について、①から④までの対処が可能であったか検討している。

①の相手に直接抗議することについては、派遣社員という弱い立場であることもあり、当該課長の他の人への対応等を見ていて、抗議によって激しい対立を生む選択肢は取れなかった。

②の相談して注意してもらうことについては、上司に相談して注意してもらったが効果はなく、周囲は請求人に我慢するように強いるというのが実態であった。

③いじめやパワーハラスメント行為を受けないように自分の行動を変える努力をするについては、Aさんのミスによる叱責であれば、ミスをしないように努力し、叱責されないようにすることの可能であったが、誠実に仕事をしていたにもかかわらず、



無視、高圧的な態度、責任のないことでの罵倒を受けたAさんには自分の努力によって避けることは期待できなかった。

そのため、④の我慢するという選択肢しかなかった。

「このように理不尽な状況を自分ではどうすることもできないという非効力感を抱くことは大きな心理的負荷につながる。」という。

労働基準監督署の判断は、休業のきっかけとなった叱責のみを「上司とのトラブル」ととらえて「中」と評価し、社員の女性に「派遣だから」と言われた出来事を「同僚とのトラブル」として評価「弱」、他に他社の人間にAさんの派遣について「もっと若い人を雇えばいいのに」と言われた出来事を「セクシュアルハラスメントを受けた」として1度きりなので「弱」と評価して、総合判断は「中」とし、業務外と決定した。

その判断は、再審査請求まで変わらなかった。

地域格差の解消を！

出来事の心理的負荷の強度の判断は、やはり、判断する人の裁量が大きい。これまで大阪管区で「中」と判断されて労災認定されなかった事案の中にも、十分「強」と判断できるものが多かった。大阪局や愛知局といった認定率の低い地域は「中」と「強」の線引きがかなり高いところにあり、一方、北海道局や兵庫局のように認定率の高いところは、やはりそのラインが低いのではないか、あるいは、労働基準監督署の担当者が、認定基準をクリアできるように事案の内容から条件に必要な事柄を積極的に拾い上げているように感じる。

厚労省や労働局には、地域による格差を是正するように、具体的に事例を共有し、判断する専門医員に研修等を行っていくように申し入れているが、実務マニュアルを周知する程度で、実践的な研修は行われていない。

今後の大きな課題である。



パワハラにあったとき どうすればいいかわかる本

いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター (IMC)
+ 磯村大 (精神科医) 著

合同出版 http://www.godo-shuppan.co.jp/products/detail.php?product_id=455
サイズ:148mm × 210mm 発行日:2014.11.10 ページ数:144ページ

《連続講座》

「そんな無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害

第8回 友達や恋人の家への「帰宅」（住居その2）

前回は単身赴任者の住居について学習した。家族の住む家と、赴任先の家の2つの住居を持つ単身赴任者がいずれの家から勤務先に向かっても通勤として認められることはもとより、2つの住居間の移動も通勤となる。また、平成18年からは、単身赴任者が家族の住む家に帰る頻度が1ヶ月に1回程度でも行き帰りが通勤として認められるようになっている。

労災保険制度上の「住居」とは、労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点になっている所をいう。家族が住んでいる場所ということで、仮に1ヶ月に1度しか家族の元に帰らなくても、「日常生活の用に供し」、「就業のための拠点になっている」と認められ、その移動が通勤として認められるのだろう。

さらに通常は家族のいるところから出勤するが、別のアパート等を借りていて、早出や長時間の残業の場合には当該アパートに泊まり、そこから通勤するような場合には、当該家族の住居とアパートの双方が住居と認められる。「就業のための拠点」としてわざわざ借りている以上、布団以外何

もない部屋であっても住居とされるのである。

一方、麻雀をするために同僚宅に泊まり、翌日その同僚宅から出勤するような場合は就業の拠点として認められないので通勤として扱われない、とわざわざものの本に書かれている。それでは、早出や長時間の残業の場合に会社の近所に住む同僚宅に宿泊するケースはどうなるのだろうか。マイカー通勤者が、前日泊まった婚約者宅から出勤する途中の災害の概要から考えてみよう。

被災労働者は自宅から90分掛けてマイカー通勤をしているが、被災前日の午後7時に業務終了後、会社の近くに住む婚約者宅に泊まり、翌朝出勤のため婚約者を同乗させ、会社に向かう途中交差点で右折車と衝突して負傷した。この事件に対し、婚約



者宅は被災労働者の就業のための拠点たる住居とは認められないとして通勤災害には該当しないという判断がなされた。

このケースでは、「被災労働者が勤務上の事情や交通事情等により婚約者宅に宿泊したのではなく、もっぱら私的事由による」ことから、婚約者宅を「就業のための拠点としての住居」として認めなかったものである。そのため、私的事由ではなく、勤務上の事情や、交通ストライキなどの交通事情、あるいは台風などの自然現象等の不可抗力によりやむを得ない事情で就業のために一時的に住居の場所を移しているような事案であれば、通勤として認められるであろう。会社の近所に住んでしまったばかりに「残業をしていたら終電を乗り過ぎた」と職場の先輩が転がり込んできた場合、その日、あなたの家は労災保険制度上「先輩の住居」と化す。そして台風で自宅

まで帰ることが困難になれば、友人や恋人の家に「帰る」ことも通勤になりうるのである。

ところで、今回紹介した婚約者宅の宿泊に関する不支給事案は昭和48年の事件で、ほぼ半世紀前の話である。同棲や週末夫婦などの家族形態の多様化が受け入れられつつある現代では、勤務上の事情や交通ストライキに巻き込まれなくても、このようなケースが通勤として認められるのではないかと考える。加えてこの事案では、「被災労働者は以前にも残業等で遅くなった場合は、しばしば婚約者宅に泊まっていた」という調査記録も残されており、被災労働者にとって婚約者宅は帰るべき家のひとつであったということがわかる。被災者にとって、「日常生活の用に供し」、「就業のための拠点」になっている以上、住居として扱われて差し支えないのではないだろうか。

(2ページからのつづき)

いは、裁判所に大きな課題を負わせているといえる。

第3回口頭弁論は、7月28日(金)11

時より東京地裁103号法廷で開かれる。この裁判をしっかりと支える取り組みを進めていく必要がある。

福島原発被ばく労災 損害賠償裁判を支える会

(あらかぶさんを支える会) へのご支援をお願いします

- 【郵便振替】 口座番号：00140-1-587760
口座名称：福島原発被ばく労災損害賠償裁判を支える会
- 【銀行振込】 ゆうちょ銀行店名(店番)
〇一九(ゼロイチキュウ)店(019)
当座預金 口座番号：0587769

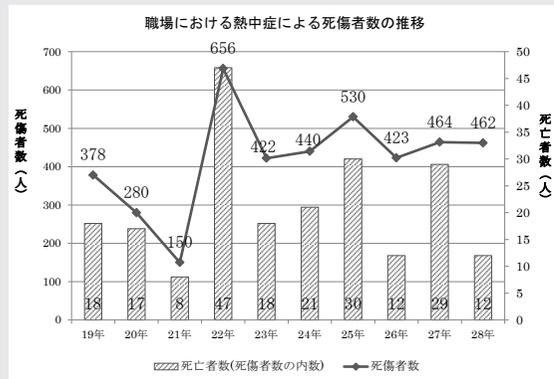
安全の まいわあと

その14：WBGT値（暑さ指数）

熱中症が多発する時期がやってきた。どのくらい職場で熱中症が発生しているかというと、昨年1年間の死傷者数（休業4日以上）は462人で、そのうち死亡者数は12人となっている（労働者私傷病報告）。下のグラフをみると、その年が猛暑であったかどうか、死亡者数に影響していることが分かるが、死傷者数については平成22年以来400～500人台で高止まりしたまま推移している。

業種別の発症状況は、なんといっても屋外作業が多い建設業での発生が多いが、製造業も多く、この二つだけで5割になる。

発生する状況分析で注目されるのは、全体の約4割が「高温多湿作業場所」で作業を開始してからの日数が2日目までに発生しているということだ。体が暑さになれるには1週間程度かかるといわれており、作業環境がかわったときは、十分な注意が必要なゆえんだ。



造園業で採用されたばかりの作業員が、樹木剪定作業中に体の不調を伝えにくかったばかりに救急搬送が遅れて死亡に至ったなどという事例は、熱中症対策にとってたくさんの教訓を与えてくれているわけだ。

熱中症対策をとるうえでとても大切な指標となっているのが暑さ指数（WBGT：Wet-Bulb Globe Temperature 値）だ。

熱中症の危険度は気温だけで判断することはできない。同じ気温でも湿度が高ければ、汗が蒸発しにくいので身体から空気に熱を放出する能力が少なくなるので熱中症の危険が増すことになる。こういう熱中症の原因となる体の熱バランスへの影響を測る数値が暑さ指数（WBGT値）だ。具体的には、気温の効果、湿度の効果、輻射熱の効果をもとに1：7：2で合計した数値で、危険、嚴重警戒、警戒、注意という注意事項が導き出される。

たとえば2011年7月の東京で、6日と9日はともに最高気温は32.5度だったが、最小湿度が6日は41%、9日は56%と蒸し暑さがずいぶん違った。WBGT値は6日が26.9度、9日が29.9度となり、現実の熱中症搬送数は6日が50人、9日が94人だったという。

WBGT値を把握し、これを下げる対策をとるとするのは、熱中症防止対策の有効なツールといえる。具体的な測定方法は、厚生労働省の「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」（平成17.7.29基安発第0729001号）があり、環境省のHPには「熱中症予防情報サイト」があり、詳しい解説があるので参考にしたい。

少しの知識と対策が欠けたことによって、労働者の命が奪われてしまうのが熱中症だということを、この時期に改めて考えておかなければならない。

連載 それぞれのアスベスト禍 その71

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

堺市アスベスト講演会

6月3日(土)に堺市役所主催の「堺市アスベスト講演会」が実施された。堺市が講演会を実施することになった契機は、昨年12月14日の堺市健康福祉委員会において長谷川俊英市議会議員から堺市の試行調査(環境省が実施している石綿検診)受診者数減少に関する質問が行われたことが発端だった。

2008年6月に電話を受けた女性中皮腫患者からの相談により、関西労働者安全センター片岡明彦さんと共に聞き取り調査を行った結果、堺市はかつて石綿が入っていた麻袋の再生事業場が多数存在しており、そこで働いていた方や周辺の住民が中皮腫、肺がんなどを発症して死亡していると判明した。さらに同居家族にも胸膜プラーク所見などの被害が及んでいることも解った。

麻袋再生業をしていた父親を肺がんで亡くした熊取絹代さんたちと共に周知活動を行っていたときに長谷川俊英議員とで出会い、今回の議会質問となった。

「胸膜プラーク所見のある被害住民たちが自ら周知活動を行っていることに対して、市としてどのように考えるのか」という長谷川俊英議員の質問に対して竹山修身市長は「より一層、ばく露の可能性のある

方への周知に努めてまいります。住民の皆さんとどのような形で連携できるかということも十分に考えていきたい」と答弁した。その直後に堺市健康福祉局健康部部長池之内寛一氏ほか4名の担当者が事務所に来てくれた。「住民への呼びかけのために、環境再生保全機構を招いてアスベスト講演会を行ってみては？」という私の提案を、快諾してくれた堺市は、早速準備に取りかかり、今回の講演会となった。講師は、「独立行政法人環境再生保全機構 鈴木誠氏」と「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会ひょうご支部 中田有子さん(講演タイトル、父はなぜ中皮腫になったのか)」と決まった。

講演会の場所は市役所本館3階の大会議室で、日時は6月3日(土)13時30分～15時30分に行うことが決まった。市役所の呼びかけがスタートしたのは、5月1日発行の「広報さかい」だった。それとは別にカラーチラシ1500枚を印刷して回覧で廻した。私たち患者と家族の会関西支部は、自分たちで案を練ったチラシ2500枚を事務所の印刷機を借りて作成した。

5月8日からチラシ配布作戦を開始した。計3回、堺市内のポイント地域(かつて石綿関連工場があった周辺)を各家庭にポスティングしてまわった。それとは別に

個別に仕事の合間をぬってポスティングする部隊もいた。まさに草の根作戦だった。

講演会の参加者数は大丈夫だろうか？会場がガラガラだったらどうしよう？と、不安の声も聴かれたが、「やるしかない」とポスティングできなかつた方には封書で送った。講演会の前日には携帯を使ってのショートメールも送った。「講演会で久しぶりにお会いしましょう」となりふり構わずアプローチした。そして「もうここまで」と開き直ったのは前夜の10時ごろ。

講演会の前に「ミニ食事会」をおこなった。場所は市役所横の「バイキングレストラン」だ。そう、「食事の後は講演会へ」と誘導しやすいからだった。中田有子さんも食事会に参加して、皆さんの激励をうけて講演に臨んだ。

講師との挨拶が終わり緊張の面持ちで入った会場は、後ろの間仕切りパーテーションを外して椅子を増設するくらいの参加者でごった返していた。そして会場全体の雰囲気からは講演に対する期待感があふれていた。

アスベストと関連疾患について講演した環境再生保全機構鈴木氏の話はわかり易くて、中田さんの話は身近な「直木賞作家藤本義一」を感じさせてくれた。それぞれの講演にたいして質問もたくさんの発言があった。

講演終了後に、参加者は190名（うち、市役所職員30名）ときいて驚いた。信じ



講演を行う中田有子さん

られない数字で市役所担当者も喜んでいました。さっそくチラシ配布を頑張った方たちに報告した。「胸いっぱい」と返事があった。

もちろん参加者の広報媒体はチラシだけでなく、さまざまだったと思う。しかし皆さん方の熱い気持ちがあるの形で通じて、そのような結果を生んだのだと確信している。

週明けの月曜日、堺市健康福祉局健康部部長池之内寛一氏が事務所に来てくれた。アポなしでの訪問だったため、私は外出しており事務所の田島陽子さんから報告を貰った。

池之内部長はその後「今回の講演会で、健康部職員もアスベストに関する知識だけではなく、多くのものを得られたと感じております。」と言ってくれた。

私たちも同じだ。チラシ配布の動員だけでなく多くのものを得られたと思う。ここでもまた故田尻宗昭氏のことばを思い出した。田尻宗昭氏は日本で初めて公害事件の刑事責任を追及し「公害Gメン」と呼ば

れた日本の公務員だ。彼のことばである「一人ひとは弱い存在だが、一人ひとりがその気になった時にドラマが生まれる」を思い出した。

昨年の12月堺市議会で長谷川議員の質問を受けて、竹山修身市長が「住民の皆さんと連携して」と答弁した。そして今回の講演会となった。講演会は私たちの意向を受けて中田有子さんも登壇していただい

た。まさに役所と住民で協力して講演会を成し得たと実感している。

堺市は5月25日付で「堺市アスベスト対策推進本部」を設置した。組織は出来たが今後の運営が重要になる。今後も一層の連携をとりながら「アスベスト対策」を進めて、各地にも発信できるようになりたい。

国家と石綿

ールポ・アスベスト被害者「息ほしき人々」の闘い



永尾 俊彦 著 現代書館
2700 円 + 税

「見えない時限爆弾」と言われる石綿問題。石綿は放射能同様に人間の五感ではまったく察知できず、見えず匂わず、人間が認識するのは不可能で、体内に入ってしまうと取り出せない発癌物質だ。日本では対策が大幅に遅れ、すべての日本人の肺に石綿が混入しているといわれる。

大阪泉南地域の元紡績工場経営者は、祖父が経営していた時代に石綿繊維品を製造していたことから元労働者が健康被害を受けていたことを知る。そして、その贖罪のために被害者を組織し、弁護士や支援者らとともに国を相手取った損害賠償請求運動に立ち上がり、ついに最高裁で勝利を勝ち取る。日本民衆運動史に残る感動の記録。



仄かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本 貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かもがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
本体 1700 円 + 税

韓国からの ニュース

■人権委「感情労働者保護法を作らなければ」

国家人権委員会は1日、雇用労働部長官に感情労働者保護のための法律制定などの立法措置をし、産業安全保健法上の「産業災害」の定義に感情労働で発生しうる疾病などを明示するように改正することを勧告した。同時に、労働部が「感情労働ガイドライン」を作って普及するようにという勧告も行った。国会議長には感情労働者保護法案を制定する必要があるという意見を表明した。

人権委は2015年に、デパート・マート・免税店の従業員3470人を対象に「流通業サービス・販売従事者の健康権実態調査」を行ったが、調査に応えた感情労働者の61%が、調査前の1年間に顧客からの暴言・暴行・セクハラなどのイジメを経験し、89%は会社の要求通りに感情表現を自制しなければならなかった、と答えた。特に、女性の感情労働者の場合、60%が「相当な危険群」に分類されるほど被害が深刻で、男性は25～28%が高危険群であると調査され、対策作りが急がれるとした。

また、精神的な苦痛を味わっている労働者は17.2%だったが、これを解決するための職場内プログラムや教育などはほとんどない(96.6%)ことも明らかになった。

感情労働者は主にサービス産業に分布しているが、労働界は感情労働者の規模を560～740万人、全賃金労働者の31～41%の規模と推定している。

2015年に仁川(インチョン)のあるデパートで、顧客の抗議を受けた女子職員が土下座して謝って問題化するなど、感情労働者の境遇は

絶えず社会問題になっている。2017年5月1日 ハンギョレ新聞 ホ・ジェヒョン記者

■メーデーに造船所の下請け労働者を襲ったタワークレーン

メーデーの1日、三星重工業の巨済(コジェ)造船所で、長さ60M、重さ32tのタワークレーンが崩壊した。クレーンの下で作業中だった労働者30人余りが下敷きになり、6人が死亡、25人が負傷した。この日、三星重工業の職員はメーデーで休みで、被害にあった労働者はすべて構内協力業者の職員だった。

三星重工業の関係者は、「船舶の組み立て作業は普段でも協力業者の職員同士ですので、三星重工業の職員が休んだこととは関係ない」と話した。民主労総・金属労組の関係者は「協力業者の職員は休みたくても休めない状況だ。メーデーはもちろん、公休日の3日と5日も三星重工業の職員は休むが、協力業者の職員はほとんどが勤務しなければならない」と話した。2017年5月1日 ハンギョレ新聞 チェ・サンウォン記者

■文在寅・パノリム、サムソン職業病の解決政策で協約締結

ウ・ウォンシク・文在寅候補選挙対策委員会の乙支路民生本部長とファン・サンギ・パノリム代表は、「サムソン職業病問題の正しい解決のためにサムソンとパノリムの間で対話が再開されるように努力する」という内容の協約を締結したことを明らかにした。

両者は、重大災害・産業災害の多発事業場に対する民事・刑事上の責任強化と、労災隠蔽事業主の処罰強化のための制度的な改善策を準備することにした。請負事業の時、安全・保健措置の規定違反者に対する罰則強化によって元請け事業主の責任を強化するなど、危険の外注化防止のために努力することにも合意した。文在

寅候補は先月13日の「生命尊重安全社会のための対国民約束式」で、「サムソンとパノリムとの間の対話を力を貸す」意志を表明した。

この日、ウ・ウォンシク本部長は、「今年3月に500日を越えて座り込み中のファン・サンギ代表を籠城場に尋ねた時は、申し訳ない気持ちしかなかった」。問題解決のために積極的に取り組むと話した。

ファン・サンギ代表は「この10年間、サムソンと政府は労働者の職業病と痛に対する解決の意志を示さなかったが、今、政策協約を結ぶことになり幸せだ」とし、「サムソンは誠実な対話と真の謝罪、排除のない補償を約束しなければならない」と話した。2017年5月8日 毎日労働ニュース キム・ポンソク記者

■ 70万ウォンの奇跡を…「サムソン職業病被害者ミソンさんを助けて」

11日、半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)は、サムソン職業病被害者で多発性硬化症で苦しむキム・ミソンさん(37)が治療費などで苦境に立たされている事実を公開した。

キムさんは1997年6月、高等学校に通っている間にサムソン電子の器興工場に勤め、



サムソン電子前で記者会見するキム・ミソンさん

2000年6月に休職するまで、LCDパネルと回路などを組み立てた。2000年から腕と足に脱力症状が現れ、2001年には多発性硬化症の診断を受けた。多発性硬化症は脳、脊髄、視神経で構成された中枢神経系に、炎症細胞が浸透して現れる重い疾患で、身体の麻痺、視神経の損失などの症状が現れる。パノリムは「キムさんは度重なる再発によって、2年前から視力を失った状態」と話した。キムさんは生活が苦しくて今は生活保護受給者としてやっと生計を立てている。股関節と膝軟骨が壊死して手術を受け、つらい生活をうつ病薬や睡眠薬を飲んで耐えてきた。

問題は治療費だ。パノリムは「キムさんは症状の悪化を防ぐために新薬の処方を受けるが、毎月数十万ウォンずつかかる治療費と薬代は大きな負担」「今月は抗体検査の数値が高く出て、入院と治療費で70万ウォンの追加費用が必要だ」と話した。

◆サムソン、政府との孤独な闘い

キムさんは身体が痛むのに、サムソン、勤労福祉公団との孤独な闘いを続けている。2014年には、調停委員会が構成されたが、サムソン側が1次調停勧告案に否定の意思を示して、合意できなかった。サムソン電子は2015年に独自の補償案を用意したが、キムさんはサムソン側の一方的な手続きに抗議して補償を受けられなかった。キムさんなどの被害者とパノリムは、サムソン電子の前で583日目の籠城を続けている。

キムさんは2011年7月に療養手当を申請したが、公団は翌年棄却した。2月には、療養不承認処分の取り消し訴訟で、ソウル行政法院が原告勝訴の判決を出して「業務上疾病」と認められたが、公団が控訴し、再び永い闘いに入った。法院は「キムさんはアセトンなどの有機溶剤にばく露し、20才以前には夜間勤務を含む交代勤務を行い、密閉された空間(クリーン

ルーム)で夜間勤務を行って紫外線への露出不足を体験し、過労・ストレスに苦しめられた点を勘案すれば、多発性硬化症との業務関連性が認められる」とした。

パノリムは「公団の控訴によって、サムソンも謝罪と補償をしない」。「労災が認められて、政府とサムソンから正当に治療費と補償を受けられるまで、市民の助けが必要だ」と話した。2017年5月11日 民衆の声 チョン・ヘギュ 記者

■大法院「労災の後の躁うつ病で自殺」を業務上災害認定

指の切断事故の後、躁うつ症に罹って自殺した20代の女性に、業務上災害と認める大法院の判決が出された。

大法院1部は、ある電子装置生産業者で生産職として働き、2009年に機械で指6本を切られる事故に遭った後、何回かの手術を受けながら絶望感とストレスなどの躁うつ症に苦しめられ、2014年に自ら命を絶ったKさんの父親が業務上災害の認定を求めた訴訟で、原告敗訴とした原審を破棄し、原告勝訴の趣旨で事件を光州高裁に差し戻したと明らかにした。

大法院は判決文で「Kさんが事故当時26才の未婚女性で、指6本を切断される事故に遭ったという事実だけでも相当な精神的な衝撃を受けたもので、入院治療の期間だけで120日に達し、何回かの手術と治療を受ける間にも耐え難いほどのストレスを受けた」とし、他の要因や病歴がなかったため、Kさんの躁うつ症関連疾患は事故発生と治療過程のストレスによって悪化し、発病したと見られると指摘した。大法院は「自殺に他の理由がない場面で、このような精神的な疾患によって合理的な判断を期待できないほどの状況に置かれ、自殺に至ったと見ることができる」として、「業務と死亡の間に関係を認める余地が充分である」と判示し

た。2017年5月21日 ハンギョレ新聞 ヨ・ヒョノ選任記者

■法院、サムソン半導体工場の「希少疾患」に労災認定

法院がサムソン電子半導体工場労働者の希少疾患「多発性硬化症」を、産業災害と認定した。サムソン電子の半導体工程で「多発性硬化症」が労災と認定されたのは初めて。

ソウル高法は、サムソン電子器興半導体工場で2年間働いて多発性硬化症を病むことになったKさん(33)が、勤労福祉公団の療養不承認処分の取り消しを求めた訴訟で、一審を破棄して原告勝訴判決を行った。Kさんは高等学校卒業直後の2003年に入社し、2年目に退社した後、体重減少・小便異常・視力低下・睡眠障害・感覚低下などの症状が現れ、3年目に多発性硬化症の判定を受けて勤労福祉公団に療養手当の支給を申請したが、公団が拒否したため2013年に訴訟を起こした。

多発性硬化症は韓国での有病率が10万人当たり3.5人、20代の場合、10万人当たり1.4人と非常に低く、正確な発病原因は不明。

法院はこの疾病の発病原因に挙げられる6種類の内、△日光への露出不足、△有機溶剤・重金属ばく露、△交代勤務など3つがKさんに該当するとして、業務上疾病の結論を出した。法院は「Kさんの発病時期が韓国人の平均発病年齢(38.3才)に比べて早く、サムソン電子の事業場でこの疾病に罹った人が4人いることまで考慮すれば、業務環境がこの疾病を誘発したり、少なくとも正常な速度以上に早く進行させただろう」と判示した。

特に、有機溶剤へのばく露に関して「有害ガスを室外に排出させる設備がなく、有害物質に短期間に高濃度でばく露される作業に対する管理が正しくされていない」という、2013年の(17ページ下段へつづく)

前線から

アスベスト健康被害ホットライン 各地で実施

各地

本年5月19日に泉南型アスベスト健康被害国賠訴訟の対象者向け周知について厚生労働省に申し入れを行ったことに伴い、翌20日にホットラインを開設した。ここでいう対象者とは、①昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。③提訴の時期が損害賠償権の期間内であること。の要件を満たす被害者を指すが、1000人以上が対象者として見込まれる中、提訴に至った件数はそのわずか1割程度である

(詳細は本誌2017年5月号)。厚生労働省は、労災保険上の補償給付を行っているため、当然誰が対象者になるか把握しており、佐賀労働局は先んじて県下の対象者それぞれにパンフレットを送付し、その結果集団提訴につながっている。

しかしながら19日の申し入れ時には厚生労働省としては対象者に対して個別周知を行う意思はまったくなく、佐賀労働局の英断も「不適切」との判断を下していた。結局は有志で周知を続けていくしかなく、このようなホットラインの機会にひとりでも対象者に情報が届けばよい。

この日は35件ほどの電話

に対象になると思われる相談は1件に過ぎなかったが、過去の提訴事案と事業場が重なることもあり、その事業場の他の従業員に波及していく切欠になればと思う。

続いては富山で5月28日にホットライン及び相談会を実施し、あわせて北陸の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の集会も行い、家屋に使われているアスベスト建材に対する不安を訴える相談などが寄せられた。福井、富山、岐阜北部から患者さんや家族が来場し、情報交換を行ったところ、給付基礎日額の決定などにおいて地方の労災補償行政がいかに不適切な処理を行っているかそれぞれ報告がされた。

また、6月10日には静岡初の泉南型アスベスト健康被害国賠訴訟の提訴に伴う静岡相談会が予定されているほか、翌週の13日、14日には建物アスベスト健康被害ホットラインが実施される予定である。

産業安全保健公団の器興工場に対する安全保健診断結果を引用して、「当時サムソン電子が営業秘密などを理由に、有害物質の漏出管理システムの評価に必要な資料を提出しなかったことを考慮すれば、診断されたもの以上に問題点があるものと見られる」として、該当文書の提出に消極的だったサムソン電子の態度を迂回的に

批判した。2017年5月28日 ハンギョレ新聞
パク・テウ記者

(翻訳：中村 猛)

5月の新聞記事から

5/1 厚生労働省は4/28「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」報告書を公表した。従業員1万人の調査で、2016年までの3年間に職場でパワーハラを受けた人は32.5%で、12年の前回よりも7.2ポイント増加。企業調査でも36.3%に上った。調査は昨年7～10月に実施。

昨年11月、三菱電機の新入社員が入社から7カ月後に寮の部屋で自らの命を断っていた。「私は自殺をします。私は三菱につぶされました」と大学ノートに、職場でいかに追い詰められていったかが克明に描かれていた。上司3人の実名を上げて自ら死を選ばざるを得なかった無念を訴えた。

熊本地震の被災家屋を解体しがれきが運び込まれる熊本県内の仮置き場で、アスベストを含む廃棄物が露出したまま山積みになるなど、飛散の恐れがある状態で保管されていたことが「東京労働安全衛生センター」などの調査で分かった。熊本労働局も現場の状況を確認し、仮置き場を設けている県内22市町村に安全対策の徹底を文書で通知した。

5/2 厚生労働省は複数の企業で働いている人が労災認定された場合に、複数職場の賃金の合計額に基づいて給付額を計算する方式に改める。労働政策審議会での議論を経て関係法令を改正。早ければ来年度にも新しい仕組みを始める。

5/5 2015年に亡くなった女性会社員(50)について、山口労働基準監督署が2月に労災と認定したことがわかった。女性の残業時間の平均は過労死認定ライン未満だったが、死亡前の半年で4日しか休めなかったことなどを考慮した異例の認定となった。弁当販売会社で配送を担っていた斎藤友己さんは15年11月自宅で急死、死因は心臓疾患の疑い。

5/6 2012～16年に労働安全衛生法で輸入が原則禁止されているアスベスト含有と明記された輸入申告を、東京5件、大阪2件、神戸1件の計8件、許可していたことが分かった。8件全てで、許可後に輸入者が石綿含有品ではないと訂正していたが、大阪税関は現物を確認していないことを認めた。

5/10 厚生労働省は労働基準関係法令違反で最近半年間に書類送検し、社名を公表した全国334件の一覧表を初めて作成し、同省ホームページに掲載した。「過労死等ゼロ」緊急対策の一環。送検を公表から約1年間掲載し、毎月更新する。

5/17 松本市の医療機器販売会社フクダ電子長野販売に勤務していた女性4人が、代表取締役のパワーハ

ラで退職を余儀なくされたと訴えていた裁判で、長野地方裁判所松本支部は、パワーハラなど原告の訴えを一部認めた。裁判長はこの男性が行った「転勤願いを出せ」、「私ができないと思ったら降格してもらう」といった発言をパワーハラと認定した。その上で、4人のうち1人の退職は降格処分やマイナス考課が原因だと認め、110万円の慰謝料の支払いなどを命じ、ほかの3人についても慰謝料として22万円から5万5000円の支払いなどを命じた。

民間の小規模な建物のうち、吹きつけのアスベストが使われた建物が、全国で8万棟以上に上るとする推計結果を、国土交通省が初めてまとめた。このうち3万棟は除去工事などの対策が行われていないと見られ、実態の把握を急ぐ方針。国土交通省の会合で公表された。

警備業の「イオンディライトセキュリティ」の男性社員が宿直の仮眠は労働時間に当たるなどとして、未払い残業代などの支払いを求めた訴訟の判決が千葉地裁であった。裁判長は「労働からの解放が保証されているとは言えない」として、原告の請求をほぼ認め、未払い残業代と付加金の計約180万円を支払うよう同社に命じた。

横浜市港北区の武相高校で水泳部顧問を務めていた男性教諭が、うつ病で休職中に懲戒解雇されたのは不当だとして、同校に地位確認を求めた訴訟の控訴審判決が東京高裁であった。裁判長は「好成績を課されていると強く感じ、心理的負担があった」と述べ、訴えを退けた一審判決を取り消し、解雇を無効と判断する逆転勝訴を言い渡した。

5/25 セクハラ被害を相談したら会社の不当な対応で休職に追い込まれた上に雇い止めになったとして、システム開発会社「新日鉄住金ソリューションズ」に勤務していた元契約社員Aさん(30代女性)が、会社からの雇い止めの無効と慰謝料など約1100万円を求めて東京地裁に提訴した。

5/26 勤務中に長時間の待機を求められ、心筋梗塞で死亡した男性運転手(63)について、労災を認めなかった新宿労働基準監督署の決定を東京労働局が取り消して逆転認定した。労基署は待機時間の大半を休憩扱いにしたが、労働局は「使用者の指揮命令下に置かれた労働時間」と認めた。男性は企業役員用の車の運転を請け負う会社に勤務。2015年10月、役員宅前に待機中の車内で倒れ死亡した。

2017年夏期カンパのお願い

日頃より当関西労働者安全センターの活動に対し、大きなご支援、ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

仕事をするという人間として当たり前の行為を原因として、健康を損ない、命を失うという、あってはならない事態がいまも次々と起きています。過重労働やパワーハラスメント、アスベストや有機溶剤などなど、一方、いまだにある労災隠しや重大労働災害もあります。

有害性が分かっているながら利益のために労働者の命と健康をないがしろにする事業者の行動に、被災労働者の権利を擁護する取り組みを強化し、ますます変貌する職場環境における新たな労働者の健康被害を防止する取り組みを今後もさらに進めていかねばなりません。

労働組合の取り組みはもとより、医師、科学者、法律家などの専門家の皆さんとも連携し、さらに運動の枠を広げた取り組みが必要とされているところです。

当センターは、そうした取り組みを推進するための活動をさらに強めていかねばなりません。誠に恐縮ではありますが、皆様にカンパへのご協力をお願いする次第です。どうかよろしくお願いいたします。

2017年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦 功

事務局長 西野 方庸

郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259